

⚠️ お申込みされる皆様へ

昨今、手続代行者の虚偽申請による不正受給が発覚し、行政処分を受けるケースが増えています。不正行為に対しては厳正に対処します。

日団協は不正行為の疑いがある場合は、申請者・手続代行者・ガス供給事業者が必要に応じて、調査を実施します。

次のような行為は処分の対象となり、以下の通り処分を下します。

制度を十分ご理解のうえ、お申込み下さい。

<処分の対象>

1. 日団協に提出する書類の虚偽の記載や改ざん、又は当該給湯器以外の書類を添付すること。
2. 指定機器以外の給湯器を申込みすること。
3. 申込受理前に工事を行うこと。
4. 機器費が基準額未満であること。
5. 給湯器が未設置なのに、交付申請をすること。

<処分の内容>

1. 交付決定を取消し、交付済みの補助金は期限を付して返還を求めます。
2. 補助金返還を求めるときは、加算金(年利10.95%)を併せて徴収します。
3. 手続代行者の名称及び不正の内容を公表します。
4. 日団協の取扱う全ての補助金について12ヶ月以上交付及び手続代行を停止します。
5. 日団協の所管する契約の全部又は一部について一定期間指名等の対象外とします。
6. 悪質な不正の場合は、刑罰等の適用の可能性について所轄警察署に相談します。
7. 上記に加え行政処分が下されます。
8. 申込・申請で連名のガス供給事業者へも手続代行者と同等の処分が適用されます。

コンプライアンスを徹底し、ルールに則った適正執行にご協力をお願いします。

■手続代行者への依頼について

- 手続代行者は、申請者の依頼によって手続代行をすることができます。申請者の依頼がない場合は手続代行をすることができません。
- 代行をする場合、申込みの高効率給湯器にガスを供給するガス供給事業者との連名で申請を行うことが必須となります。
- 手続代行者は、法令、業務方法書、業務細則、日団協が定めた補助金の交付に関するその他必要な事項を遵守して下さい。
- 手続代行者は、申請者に代わって書類の作成・提出を行うもので、当該申請に関する日団協からの連絡は手続代行者宛に致します。
- 申請書類に不備がある場合は、日団協は手続代行者に不備の修正を依頼しますので、日団協が指定する期間内に不備を修正して頂く必要があります。
- 書類の不備、書類到着等のトラブルの原因にならないよう、必ず申請者ご本人が内容を確認のうえ、書類を提出されることをお勧めいたします。

日本LPガス団体協議会

補助・受託事業室

〒105-0001

東京都港区虎ノ門2-5-5 櫻ビル5階

TEL : 03-5511-1411 (潜熱専用)

FAX : 03-5511-1414

受付時間:[月~金]9:00~17:20

(祝・祭日、年末年始、6月14日を除く)



平成22年度

LPガス
人と地球にスマイルを

潜熱回収型給湯器 導入補助金制度のご案内



目次

補助金制度の概要	P1
補助金申請方法	P3
補助金交付の手順	P5
電子申込について	P7
書面申込について	P11
補助金交付申請について	P13
補助金交付申請書の記入方法	P15
申請書の添付書類	P17
設置工事完了確認書	P20
申込用・申請用チェックシート	P21
お申込みされる皆様へ・手続代行者への依頼について	P23

日本LPガス団体協議会

補助金制度の概要

省エネとCO2削減に役立つ

「潜熱回収型給湯器(エコジョーズ)」を普及促進させるために、購入・設置・使用することを予定されている方に対して費用の一部を国が補助する制度です。

■ 補助金を受ける条件

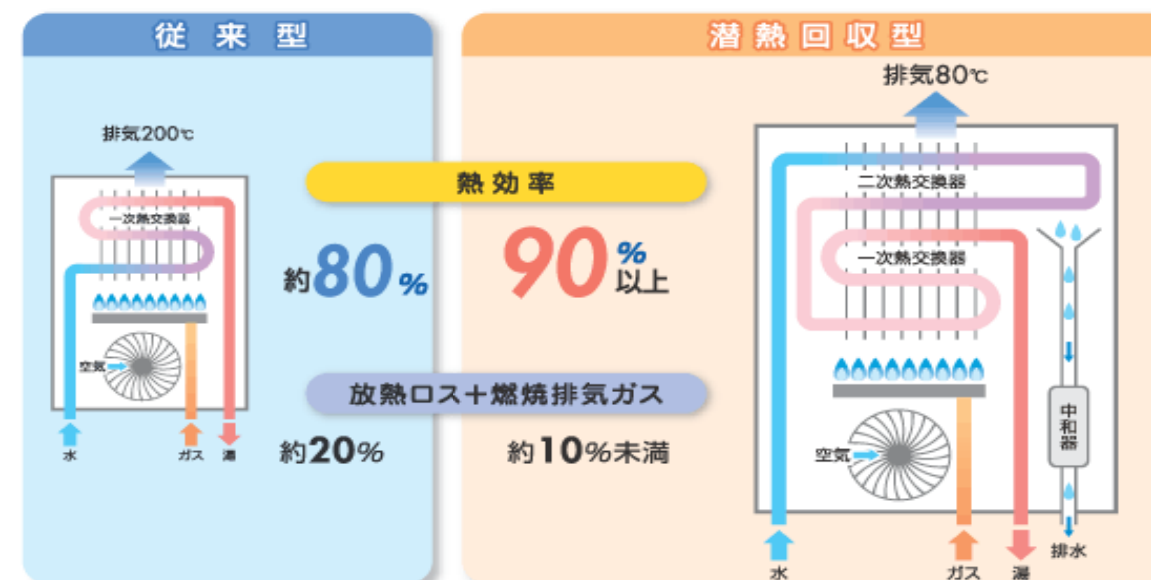
- 申込みが受理された後に工事をする事
(設置後の申込みは受理できませんのでご注意ください)
- LPガスを燃料とする指定機種であること
- 設置工事を完了し、各期申請締切日までに補助金交付申請をすること
- 補助金交付申請書提出後、補助金申込時に手続代行者を用いた申請者に限り設置工事完了確認書を提出すること
- 設置先住所が確認できる書類を含め、所定の書類を提出すること
- 給湯器を購入、設置して6年以上使用すること
- 他の国庫補助金と重複してこの補助金を受けないこと
- 申請に係る書類一式を5年間保管すること
- 給湯器の購入予定価格が基準額(税抜き価格105,000円)以上であること



上記の条件を満たさない場合の他、**申込受理前に既に設置済み**、又は**設置工事着工後**の場合は補助金を受け取ることができませんので十分ご注意ください。

潜熱回収型給湯器とは

潜熱回収とは、排気ガス中の水蒸気を凝縮する際に出る熱＝潜熱を回収すること。従来型は熱交換器の耐久性を考慮して、潜熱を回収せずに排気ガスをそのまま放出していました。潜熱回収型給湯器は耐腐食性に優れたチタン製、ステンレス製などの二次熱交換器を搭載することにより、排気ガス中の潜熱を回収。熱効率を従来型の約80%から90%以上にまで向上させ、省エネルギー化、ランニングコストの低減を実現し、地球温暖化に影響があるCO2の排出量も年間約13%削減します。



■ 補助金交付の対象となる給湯器とは



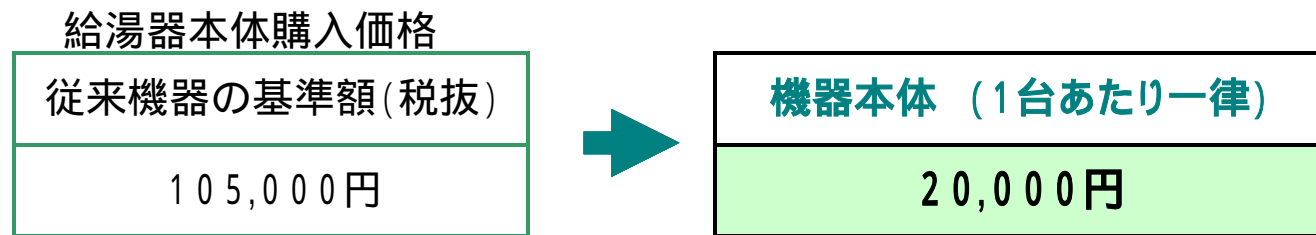
- 潜熱を回収するための熱交換器を備えていること
- 熱効率が90%以上であること
- LPガスを燃料とすること
- 定格給湯能力が60号以下であること

上記基準を満たし、日団協が指定した高効率給湯器が対象です。詳しくはホームページで指定機器一覧表をご確認ください。

<http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/kyuto/list/index.html>

補助金申請方法

補助金額



購入価格105,000円以上が補助金の交付対象です。
機器本体が105,000円未満の場合は補助金の申請ができません。
リモコン等を除く、本体のみの価格です。
消費税及び地方消費税を除きます。

募集期間

平成22年度の募集は2期に分けて受付けます。
各期ごとに書類の提出期限が決められておりますので、ご注意ください。

	第1期	第2期
募集期間	平成22年4月13日(火) ～平成22年6月25日(金)	平成22年7月1日(木) ～平成22年9月30日(木)
設置工事 完了期限	平成22年7月30日(金)	平成22年10月29日(金)
交付申請書 提出期限	平成22年8月31日(火)	平成22年11月30日(火)
設置工事 完了確認書 提出期限	平成22年9月10日(金)	平成22年12月10日(金)

受付時間はいずれも午前9時～午後17時20分です。

申込方法

- 1 電子申込 インターネットから簡単、スピーディにお申込みができます。
(7～10ページ参照)

以下の場合には電子申込を利用できませんので、書面でのお申込をお願いします。

- ・電子申込システムのサイトを閲覧する環境(パソコン)又はメールアドレスをもたれていない場合。
- ・申請者が第三者とリース契約等を締結し、対象設備を貸し付ける場合。
(別紙「リースでの申込について」も合わせてご参照下さい。)

- 2 書面申込 申込書をご提出下さい。
(11～12ページ参照)

手続に当たっての注意事項

応募の受付は、所定の様式及び添付書類が適正であるものから先着順で受け付け、各期ごと申込額が予算に達した時点で締め切ります。
各期において補助金申込額が予算額を超えた場合は、その日に受け付けたものの中から抽選等により受け付けます。

補助金の申込みは、給湯器設置工事着工前に限ります。
既に設置工事に着工されている場合は、申込みすることはできません。

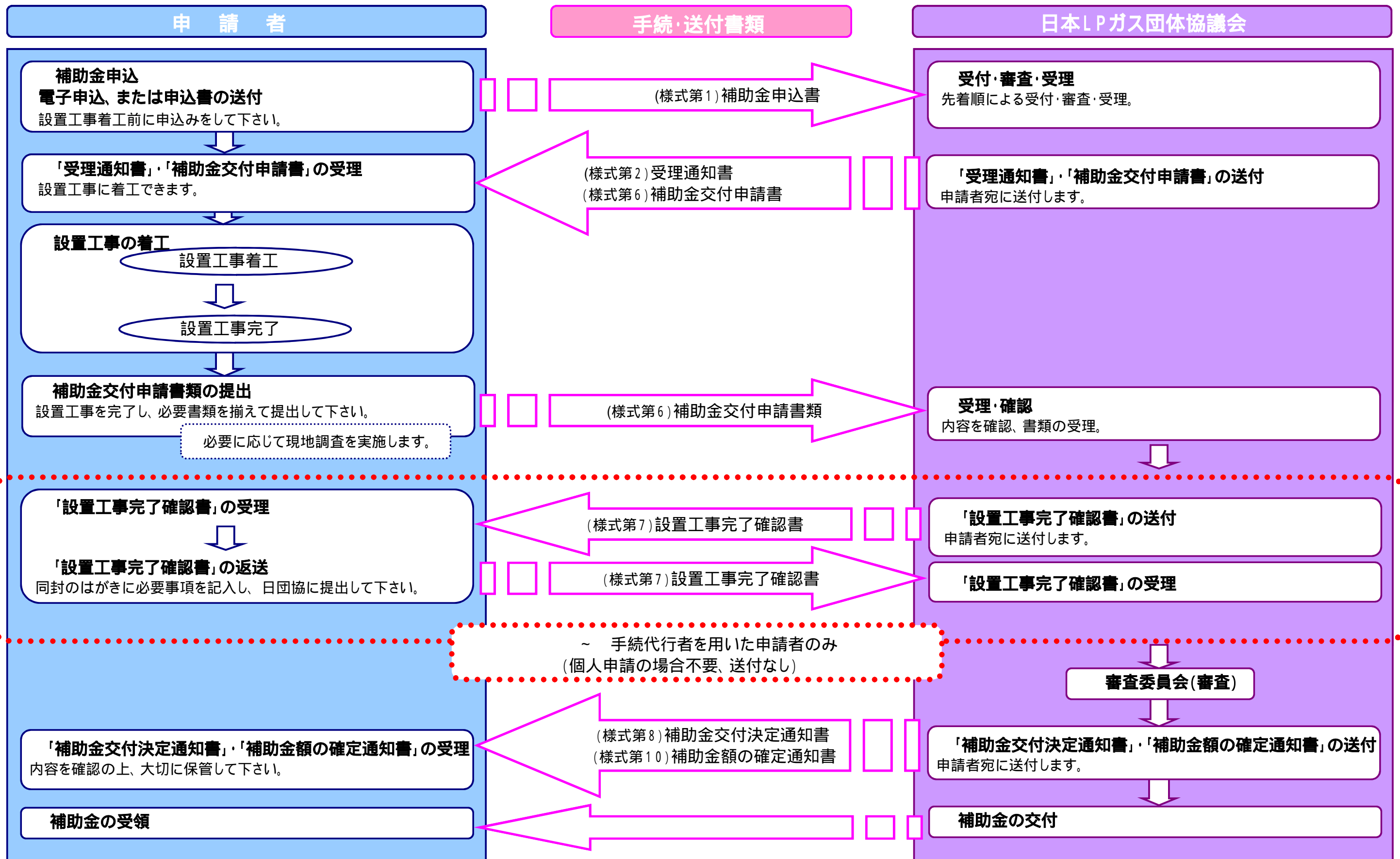
提出書類は返却しませんので、必ず提出前にコピーをとっておいて下さい。また申込を受理しなかった場合、申請を取り下げた場合も申請書類は返却しませんのでご注意ください。

補助対象給湯器が、他の国庫補助金などを受ける場合は本補助金へ申込みすることはできません。

必要書類の未提出や期限日を過ぎてからの提出、または申込受理後に事前の届出なく申込内容を変更した場合、受理通知を受け取っていても補助金の交付を受けることができません。

補助金交付の手順

補助金申込みから交付まで



電子申込について

電子申込のメリット

① 簡単な操作

画面の案内に従って誤りなく申込みすることができます。

② 夜間や休日でも受付

時間や曜日を問わずいつでも申込みすることができます。 1

③ 手続がスピーディー

申込みの本登録完了と同時に日団協より送付される本登録完了メール 2 の受信を確認した時点で給湯器の設置工事に着工できます。

④ 印鑑等は不要です

申込時には申請者印、手続代行者の社印、見積発行者の社印、ガス供給事業者の社印は不要です。

- 1 平日の17時20分までに本登録が完了した申込みは当日分とし、以降は翌営業日分の申込みとなります。
- 2 お使いのパソコン及びインターネット環境により、「本登録完了メール」が届くまでに時間がかかることがあります。

ご利用にあたっての注意事項

利用できない時間帯

・深夜0時から6時まではシステムメンテナンスのため、ご利用することができません。

メールアドレスの制限

- ・各種手続の完了等の案内は日団協より送付するメールとなります。
- ・メールアドレスを登録の際はパソコンで確認可能なメールアドレスとして下さい。
- ・携帯電話のメールアドレスやフリーメールのアドレス等は、日団協からのメールが届かなくなる可能性があるため使用しないで下さい。

ご利用可能なパソコン

- ・電子申込システムのサイトは推奨環境以外では正常に動作しない場合があります。あらかじめご了承下さい。
- < 推奨環境 > OS : Microsoft Windows XP
ブラウザ : Microsoft Internet Explorer 6.0 (日本語版)

以下の場合には電子申込を利用できませんので、書面でのお申込をお願いします。

- ・電子申込システムのサイトを閲覧する環境(パソコン)又はメールアドレスをもたれていない場合。
- ・申請者が第三者とリース契約等を締結し、対象設備を貸し付ける場合。

電子申込の流れ

日団協のホームページから、又は下記電子申込システムへ直接アクセスして下さい。
(<https://www.lpgas-sen-hojokin.com/>)

申請者による申込 (補助対象給湯器を購入・設置・使用する予定の方)

仮登録

申込書の入力、本登録の際に必要なパスワードや日団協からの通知メールを受信するためのメールアドレスを入力します。



仮登録の完了画面に表示する登録内容を、印刷及び保存して下さい。

仮登録完了

仮登録完了

- ・日団協より登録されたメールアドレスに仮登録完了メールが送付されます。
- ・仮登録完了メールでは本登録の際に必要な申込受付番号・ログインID等をお知らせします。



引き続き本登録を行って下さい。
(本登録まで完了されない場合は申込完了となりません。)

本登録

- ・仮登録完了メールに記載されている申込受付番号・ログインID及び仮登録時にご自身で入力されたパスワードを入力します。
- ・仮登録完了の際に入力した内容を確認します。
- ・入力内容に誤りがあった場合は、修正することができます。



本登録の完了画面に表示する登録内容を、印刷及び保存して下さい。

本登録完了

本登録完了
メールの受信

- ・日団協より本登録完了メールを送付します 2
- ・補助対象給湯器の設置工事に着工することができます。
- ・申請者宛に補助金申込受理通知書・補助金交付申請書一式が送付されます。

- 2 本登録完了メールは本登録が完了すると同時に日団協より送付されますが、当日に申込額の合計が予算額に到達することが想定される場合は次のとおりの対応になります。

(当日に予算額に到達しなかった場合)

17時20分以降に本登録完了メールが送付されます。

(当日に予算額に到達した場合)

17時20分以降に抽選対象となった旨のメールが送付されます。

電子申込について

電子申込の流れ

日団協のホームページから、又は下記電子申込システムへ直接アクセスして下さい。
(<https://www.lpgas-sen-hojokin.com/>)

手続代行者による申込 (申請者からの依頼で、補助金交付申請の手続を代行する方)

手続代行者情報の登録 手続代行者情報・ガス供給事業者情報の入力、本登録の際に必要なパスワードや日団協からの通知メールを受信するためのメールアドレスを入力します。

↓ **登録の完了画面に表示する登録内容を、印刷及び保存して下さい。** **手続代行者情報の登録完了**

手続代行者情報登録完了 日団協より手続代行者情報の登録完了メールを送付します。登録した手続代行者用のログインIDを通知します。このログインIDを取得することにより、次回以降は手続代行者情報の登録は不要となります。

↓ **引き続き申込書の仮登録を行って下さい。**

仮登録 手続代行者情報登録で取得したIDとパスワードを入力し申込書の入力をします。

↓ **仮登録の完了画面に表示する登録内容を、印刷及び保存して下さい。** **仮登録完了**

仮登録完了 ・日団協より登録されたメールアドレスに仮登録完了メールが送付されます。
・仮登録完了メールでは本登録の際に必要な申込受付番号・ログインID等をお知らせします。

↓ **引き続き本登録を行って下さい。(本登録まで完了されない場合は申込完了となりません。)**

本登録

- ・仮登録完了メールに記載されている申込受付番号・ログインID及び仮登録時にご自身で入力されたパスワードを入力します。
- ・仮登録完了の際に入力した内容を確認します。
- ・入力内容に誤りがあった場合は、修正することができます。



本登録の完了画面に表示する登録内容を、印刷及び保存して下さい。 **本登録完了**

本登録完了メールの受信

- ・日団協より本登録完了メールを送付します **2**
- ・補助対象給湯器の設置工事に着工することができます。
- ・申請者宛に補助金申込受理通知書・補助金交付申請書一式が送付されます。

2 本登録完了メールは本登録が完了すると同時に日団協より送付されますが、当日に申込額の合計が予算額に到達することが想定される場合は次のとおりの対応になります。

- (当日に予算額に到達しなかった場合)
17時20分以降に本登録完了メールが送付されます。
- (当日に予算額に到達した場合)
17時20分以降に抽選対象となった旨のメールが送付されます。

電子申込システムでの情報の取扱いについて

1. はじめに

日団協は、電子申込システム(以下「本システム」といいます)における情報の取扱いを「個人情報保護方針」に基づき次のとおり定め、安心して利用いただけるよう本システムの運営・管理に努めております。本システムを利用する申請者または、手続代行者は「電子申込システム利用規約」ならびに以下の内容を十分にご理解いただき同意いただいているものとみなします。

2. セキュリティ

インターネット上での個人情報を保護するセキュリティ対策について
申請者または手続代行者から個人情報のご提供をいただく際には、インターネット上における第三者の不正なアクセスを防止するため、暗号化技術であるSSL (secure sockets layer) による個人情報の漏洩・流出・改ざん等を防止するため、ファイアウォール設置、コンピュータウィルス対策、その他合理的なセキュリティ対策を講じ、個人情報の保護に努めています。

書面申込について

書面申込

提出書類...「補助金申込書」(様式第1)・2枚

リースの場合は別紙「リースでの申込について」をご参照下さい。

- ・「郵送」「宅急便」「日団協へ直接持参」のいずれも可能です。(FAXでの受理はできません。)
- ・補助金申込書は日団協のホームページからダウンロードできます。
<http://www.nichidankyo.gr.jp/hojo/kyuto/dl/index.html>
- ・記入内容に不備があると、募集期間内に到着していても受付ができませんのでご注意ください。書類作成後に、セルフチェックを行って下さい。(21ページ参照)

記入例・1枚目

(様式第1) (1/2)

太枠内は、必ず全項目記入して下さい。未記入がある場合は、受理できません。

申請日 平成 22 年 4 月 15 日 (本書類を作成した日付を記入して下さい)

日本LPガス団体協議会 会長 殿

必ず設置工事着工予定日以前に当協議会に届くように、お申込み下さい。

LPガスであることを確認して「をつけて下さい。

平成 22 年度補助金申込書

システム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(LPガスを燃料とする潜熱回収型給湯器)業務方法書第6条に基づき、以下のとおり補助金の申込みをします。

燃料の種類(いずれかに) ① LPガス ② 都市ガス・その他 LPガス 該当する項目の番号に付けて下さい。

申込区分(いずれかに) ① 個人 ② 法人 ③ リース リースの場合は共同申請同意書を添付すること。

1. 他の国庫補助金等との関係
給湯器設置に対する適用(いずれかに) ① 有 ② 無 有・無どちらかに付けて下さい。

2. 申請者について
氏名又は法人名 (フリガナ) ニチダン タロウ 申請者印 代表者名 日団 太郎
現住所 (〒 321 - 4567) 都 道 府 市 町 丁目 - 同申請者印を捺印して下さい。(認印可・スタンプ印不可)
連絡先電話番号 000 - 222 - 2222 連絡先FAX 000 - 222 - 2222

*当協議会からの通知書類等は「現住所、欄の住所へ送付します。

3. 手続代行者について(手続代行者を用いる場合は、必ずガス供給事業者との連名とすること)

手続代行者 株式会社 × 商事 印
代表者名 手続代行者がガス供給事業者である場合 手続代行者欄とガス供給事業者欄に同一の情報を入力し、お申込み下さい。
住所 都 道 府 市 × × 町 × 丁目 × - × 液化石油ガス販売事業者の登録番号を記入して下さい。
連絡先電話番号 000 - 333 - 3333 連絡先FAX 000 - 333 - 5555

ガス供給事業者 登録番号 × 印
株式会社 印
代表者名 手続代行者がガス供給事業者でない場合 補助対象給湯器の設置場所にガスを供給するガス供給事業者との連名でなければなりません。
住所 都 道 府 市 町 丁目 -
連絡先電話番号 000 - 111 - 1111 連絡先FAX 000 - 111 - 2222

注1. 本用紙のコピーを大切に5年間保管して下さい。
注2. この用紙の大きさは、日本工業規格A4を使用下さい。
注3. 申請者の印は、浸透印(スタンプ印)は不可です。
注4. 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に捺印の申請者印、手続代行者印又はガス供給事業者印)を押して訂正して下さい。但し申請者名は申請者印で訂正のこと。また、修正液での修正は、無効になります。

手続きにあたっての注意事項

- ・申込みは、全ての必要な書類が日団協に到着し、不備がないことが確認されてから「受理」となります。FAXでは申込みを受理できません。
- ・申込みが受理されても、内容に不正があると判明した場合には、受理が取消となります。特に受理前の工事着工は一切認められませんので、ご注意ください。
- ・着工予定日が、日団協による申込み受理後でなければお申込みできません。一旦、提出された書類は返却しませんのでご了承下さい。
- ・必ずコピーを取っておいて下さい。
- ・郵便事故等による書類紛失に対して日団協は責任を負いかねます。
- ・書類の提出に当たっては、配達に残る方法をお勧めします。
- ・書類の提出は「郵送」「宅急便」「日団協への直接持参」のいずれも可能です。申込書のコピーを5年間保管しておいて下さい。

記入例・2枚目

(様式第1) (2/2)

申請者氏名 日団 太郎 太枠内は必ず全項目記入のこと

申請者名を記入して下さい。 平成 22 年度補助金申込書

4. 補助対象給湯器導入事業の内容について
交付申請時に設置先住所が確認できる書類を提出して下さい。住所確認書類と同じ住所表記でお申込み下さい。

設置先住所 都 道 府 市 町 丁目 -
設置台数 1 台 建築区分 ① 戸建 ② 集合
設置工事着工予定日 平成 22 年 5 月 10 日 (該当するものに) ① 持ち家 ② 賃貸住宅 ③ その他
設置工事完了予定日 平成 22 年 5 月 10 日 ① 新築 ② 既築

設置工事着工予定日・完了予定日を記入して下さい。本申込書が当協議会へ到着する(予定)日より2営業日ほど余裕を設けて下さい。 各期の募集期間を十分に確認の上、お申込み下さい。 該当項目の番号に付けて下さい。

5. 補助金申込額について(メーカー・機種名・1機種のみ記入)

メーカー名	株式会社	機種名	-	設置台数	1 台
機器費	本体のみ、リモコン等を除く	購入価格(見積書金額)	198,075 円/台	別表による補助金額	20,000 円/台
補助金	見積書発行社(者)が、見積金額(税抜・値引後)を記入して下さい。 リモコン等付属品、工事費は含めなくて下さい。	補助金額は一律20,000円/台です。		(1) × 設置台数	20,000 円
補助対象給湯器の見積金額(消費税及び地方消費税を除く)は上記のとおり見積書発行社(者)が記入・捺印のこと				補助金額の合計を記入して下さい。	
会社名	ガス販売株式会社	本体価格が、105,000円未満の場合は、補助金の対象となりません。		印	
住所	都 道 府 市 町 丁目 -				
連絡先電話番号	000 - 111 - 1111	担当者名			

補助対象給湯器とは補助金交付のための対象給湯器を指定したものであり、個別給湯器の性能を保証しているものではありません。 申請者に給湯器を販売するところが記入・捺印して下さい。

注1. 本用紙のコピーを大切に5年間保管して下さい。
注2. この用紙の大きさは、日本工業規格A4を使用下さい。
注3. 申請者の印は、浸透印(スタンプ印)は不可です。
注4. 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に捺印の申請者印、手続代行者印又はガス供給事業者印)を押して訂正して下さい。修正液での修正は、無効になります。 注5. 補助金申込額について、横の訂正は見積書発行社(者)印で訂正して下さい。

本申込書に記載された個人情報、本事業の補助金交付及びそれに付随する業務にのみ利用します。

- ・日団協が申込を受理すると、申請者宛に補助金申込受理通知書を発送いたします。
- ・設置工事は必ず補助金申込受理通知書を受け取ってから着工して下さい。
- ・補助金申込受理通知書の発行日より前に工事を着工した場合、補助金の交付は受けられません。

補助金交付申請について

申込受理後に、日団協から申請者宛に補助金交付申請書を郵送します。
設置工事を完了後、各期提出期限までに下記書類を提出して下さい。

交付申請に必要な書類

- 1 補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細表)(様式第6)・2枚
15～16ページ参照
- 2 「補助対象給湯器の設置状態を示す写真」
17～18ページ参照
- 3 「補助対象給湯器の保証書の写し」(メーカーが発行したもの)
19ページ参照
- 4 日団協が指定する「設置先住所が確認できる書類」
下記参照

「設置先住所が確認できる書類」(個人の場合)例

住民票

(発行日が平成22年4月13日以降のもの)

運転免許証

(有効期限内のもの。住所変更等裏書がある場合は、裏面の写しも添付すること)

印鑑登録証明書

(発行日が平成22年4月13日以降のもの)

住民基本台帳カード

(有効期限内のもの)

固定資産税の納税通知書

(平成22年度のもの)

建築確認済証・検査済証

(新築の場合)

不動産登記簿謄(抄)本(登記事項証明書)(建物)

(発行日が平成22年4月13日以降のもの)

不動産(建物)の売買契約書

(実際に締結されたもの)

外国人登録証明書

(有効期限内のもの。住所変更等裏書がある場合は、裏面の写しも添付すること)

電気・ガス・水道の領収証

(発行日が平成22年4月13日以降のもの)

市区町村発行の国民健康保険証

(有効期限内のもの)

「設置先住所が確認できる書類」(法人の場合)例 営業許可証

法人登記簿謄(抄)本(現在(履歴)事項証明書)

(発行日が平成22年4月13日以降のもの)

法人住民税証明書

(発行日が平成22年4月13日以降のもの)

印鑑登録証明書

固定資産税の納税通知書

建築確認済証・検査済証

不動産登記簿謄(抄)本

不動産売買契約書

電気・ガス・水道の領収証

(記載の氏名が法人名であるもの。発行日等は個人の場合に準ずる。)

上記に該当がない場合はお問い合わせ下さい。



次の書類はお問い合わせの多い書類ですが、日団協では受付できません。

×健康保険被保険者証

(企業・組合発行の健康保険証) 住所の記載がないため。

×戸籍謄(抄)本

住所の記載がないため。

×パスポート

記載事項は本籍(都道府県)のみのため。

リースの場合は上記書類に加えて以下の書類を提出して下さい。

「リース契約書(写)」

「リース料計算書」

「減額証明書」

補助金交付申請書の記入方法

(記入例・1枚目)

- ・内容に不備があると、提出期間内に到着していても受付ができませんのでご注意ください。
- ・提出前に、セルフチェックを行って下さい。(⇒22ページ参照)

(様式第6) (1/2)

受理番号 第1期 21101XXXXXX

申請日 平成 年 月 日

日本LPガス団体協議会 会長 殿

補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)

住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業費補助金(高効率給湯器導入支援事業)(LPガスを燃料とする)の交付を申請するとともに、設置工事の完了を報告する。

本用紙は、受理通知書と一緒に当協議会から申請者へ送付します。本記入例で黒字の部分は、申込書に基づいてあらかじめ印字していますので、間違いがないか確認して下さい。

1. 申請者について

氏名 又は 法人名	(フリガナ) ニチダン タロウ 日団 太郎	代表者の 氏名	申請者印
現住所	(〒 321 - 4567) 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇-〇	代表者の 住所	申請者印
連絡先電話番号	000-222-2222	連絡先FAX	000-222-2222

2. 手続代行者について(手続代行者を用いる場合は、必ずガス供給事業者との連名とすること)

手続代行者

手続代行者 会社名	株式会社〇×商事	代表者の 氏名	〇× 〇×	担当者名	〇△ 〇△	住所	(〒 321 - 1234) 〇〇県〇〇市××町×丁目×-×	連絡先電話番号	000-333-3333	連絡先FAX	000-333-5555
--------------	----------	------------	-------	------	-------	----	------------------------------------	---------	--------------	--------	--------------

ガス供給事業者

ガス供給事業者 会社名	登録番号 〇〇×△△△△ 〇〇〇ガス販売株式会社	代表者の 氏名	〇〇 〇〇	担当者名	△△ △△	住所	(〒 321 - 5678) 〇〇県〇〇市△△町△丁目△-△	連絡先電話番号	000-111-1111	連絡先FAX	000-111-2222
----------------	-----------------------------	------------	-------	------	-------	----	------------------------------------	---------	--------------	--------	--------------

- 注1. 本用紙のコピーを大切に5年間保管して下さい。
 注2. 申請者の印は、浸透印(スタンプ印)は不可です。
 注3. 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(本書類に捺印の申請者印、手続代行者印又はガス供給事業者印)を押して訂正して下さい。修正液での修正は、無効になります。

補助金交付申請書においては『FAX事前確認サービス』も実施していますのでご利用下さい。専用FAX番号:03-5511-1414

(記入例・2枚目)

(様式第6) (2/2)

補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表)

受理番号 第1期 21101XXXXXX

申請者印

3. 補助対象給湯器導入事業の内容について

メーカー名	〇△	機種名	〇〇-〇〇〇
設置先住所	〇〇	設置先住所 (住所が確定し、申込時から変更になった場合に記入)	〇〇
設置台数	1 台	建築区分	① 戸建 2. 集合
設置工事着工日	平成 22 年 5 月 12 日	建築区分	① 持ち家 2. 賃貸住宅 3. その他
設置工事完了日	平成 22 年 5 月 12 日	建築区分	① 新築 2. 既築

4. 補助対象給湯器に係る領収金額が上記のとおりであることを証明します。 ※領収書発行社(者)が記入・捺印のこと

(1) 機器費 (本体のみ、リモコン等を除く) (消費税及び地方消費税を除く)	(1台当たり) 198,075 円/台	別表による補助金額 (1台当たり) 20,000 円/台
(4) 台数	1 台	全体の補助金交付申請額
合計	(3) × (4) 198,075 円	20,000 円

5. 銀行等の名称は略さずに記入して下さい。 【振込口座名義は申請者本人に限る】

金融機関名	〇〇〇銀行	支店名	〇〇支店
預金種別	① 普通 2. 当座	口座番号	× × × × × × × ×
フリガナ	ニチダン タロウ	口座名義	日団 太郎

6. 取得財産について(「取得財産等明細表」)

・財産名(補助対象給湯器): 潜熱回収型給湯器 ・法定耐用年数: 6 年
 ・取得年月日(給湯器を購入した日を記入して下さい) 平成 年 月 日
 ・規格(機種名)、数量、単価、金額、保管場所については、上記「設置工事完了報告書」に記載

- 注1. 本用紙のコピーを大切に5年間保管して下さい。
 注2. 申請者の印は、浸透印(スタンプ印)は不可です。
 注3. 内容訂正の場合には、二重線の上に訂正印(第3項は申請者印、手続代行者印又はガス供給事業者印、第4項は領収書発行社(者)印、第5項は申請者印、第6項は申請者印、手続代行者印又はガス供給事業者印)を押して訂正して下さい。修正液での修正は、無効になります。

※本申請書に記載された個人情報は、本事業の補助金交付及びそれに付帯する業務にのみ利用します。

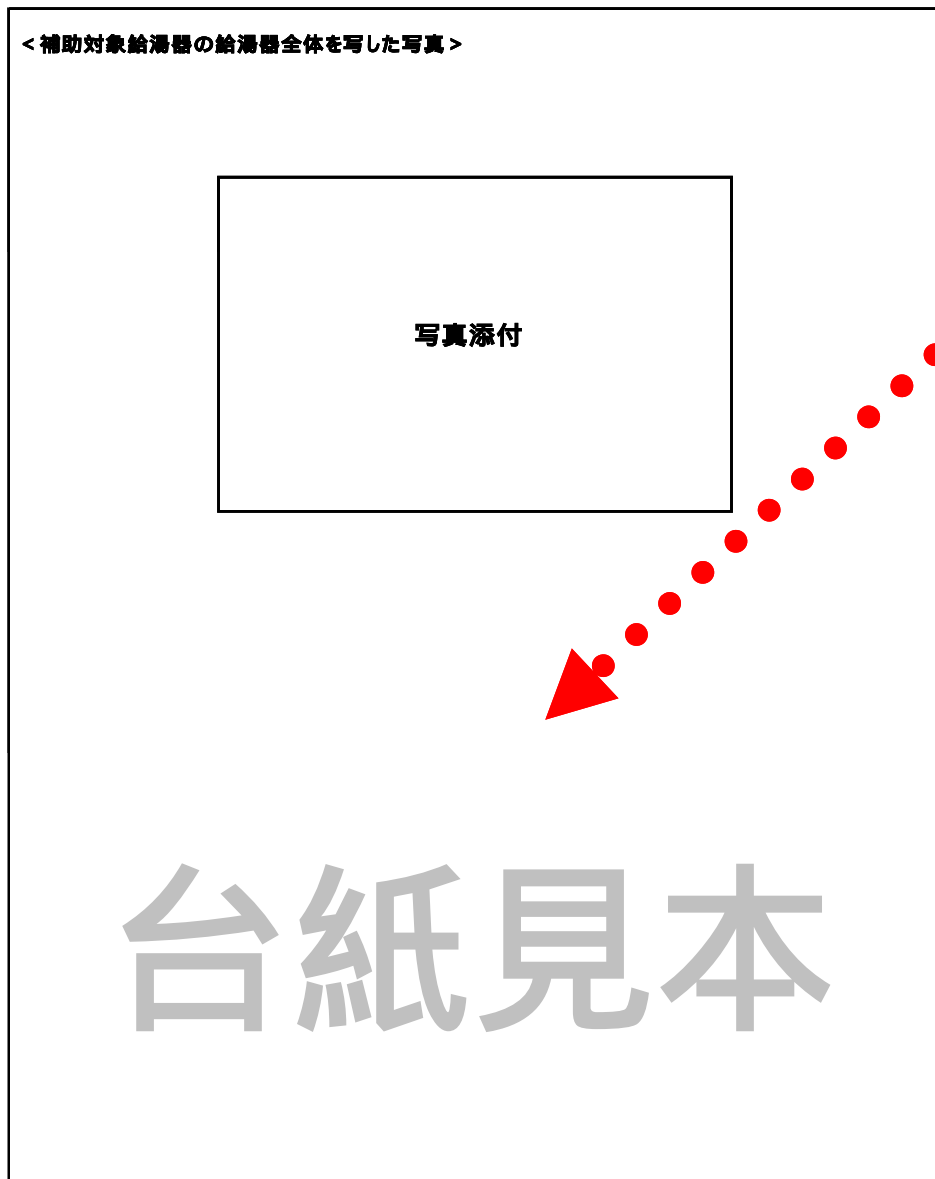
補助対象給湯器の設置状況を示す写真

給湯器本体全体及び背面壁が写った写真を1枚貼付して下さい。
(ドレン配管部分のアップは不要)

写真は日団協が作成した写真台紙か、A4の用紙に貼付して下さい。

写真は原本を貼付して下さい。原本をコピーしたものは不可。
(デジタルカメラのデータをプリンタで出力したものは可)

補助対象給湯器の設置状態を示す写真



良い写真の例

給湯器の設置状況が分かる(背面壁が写っている)全体写真

正面からの撮影が望ましいが、壁がある場合や狭い場所に設置した為正面から撮れない場合は、斜面からの撮影でも可



×悪い写真の例 (このような写真は受理できません。)



×機種名のみアップ



×給湯器全体が写っていない



×ピント・画質が悪い



×ドレン配管中心



×取り付け状況が分からない

補助対象給湯器の保証書の写し(機種名、日付等の記載があるもの。)

機器本体に付属している正規の保証書の写しを添付して下さい。

お客様名、お客様住所の記入してあるもの。(記入欄がない場合は余白に記入)

日付、販売店など必要事項がすべて記入してあるもの。

扱者印(販売店印または担当者印)が捺印してあるもの。

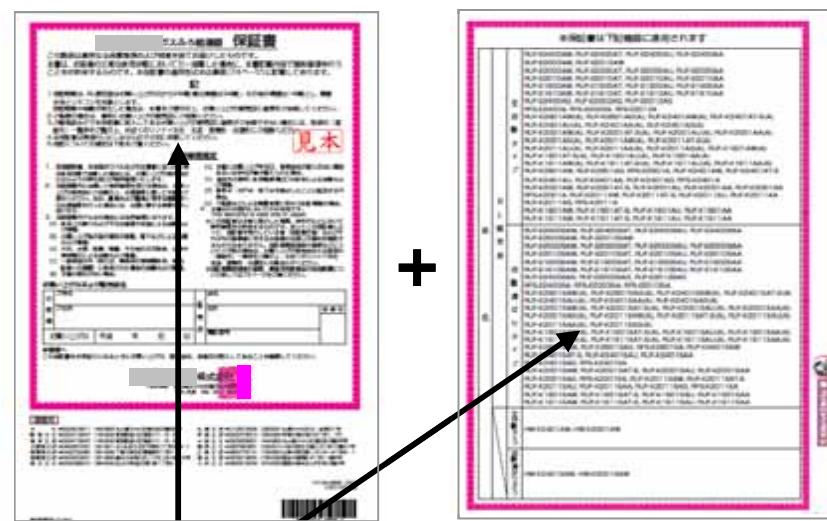
機器形式が記載されていない場合は、そのページのコピーも添付して下さい。
(大阪ガス(株)の保証書について:大阪ガス(株)の保証書は、保証内容記載欄に
お客様名・住所の記入欄がないものがあります。この場合は保証書とともに、お客様登録
カードの写しも併せて提出して下さい。)

保証書の見本(1)

保証書の見本(2)



機器形式の記載
がある場合



機器形式の記載がない場合、
対応機器形式一覧ページの
コピーも添付して下さい。

設置工事完了確認書の提出(手続代行者を用いた申請者のみ)

1 手続代行者あり ⚠️ 必ず提出下さい。

補助金交付申請が受理されると、
手続代行者を用いた申請者のみ

申請者宛てに 設置工事完了確認書(返信用はがき)
を送付いたします。
必要事項を記入の上、受理後1週間以内又は
提出期限までに提出して下さい。

補助金交付申請書、添付書類および設置工事完了
確認書の適正が確認できた場合、
日団協は申請者宛に交付決定通知書を郵送します。

2 手続代行者なし 提出不要です。

補助金交付申請書の適正が確認できた場合、
日団協は申請者宛に交付決定通知書を郵送します。

(様式第7) 平成 年 月 日

日本LPガス団体協議会 御中

設置工事完了確認書

- 設置された機種名をご記入ください。
()
1. でご記入いただいた機器の設置工事完了日をご記入ください。
(年 月 日)
- 購入価格(給湯器本体価格、税抜)をご記入下さい。
(円)

上記記載内容に間違いありません。

申請者名 _____

住 所 _____

受理番号

(申請者様の宛名の下に記載している番号です)

手続にあたっての注意事項

- 設置工事完了確認書は必ず申請者本人がご記入下さい。
- 既に提出済みの交付申請書記載事項内容と、設置工事完了確認書の記載内容が一致したもののみ、補助金を交付できます。
- 返信用はがきを送付いただけない場合や、交付申請書の記載内容と返信用はがきの記載内容が一致しない場合は、補助金は交付できません。
- 申請書類をコピーし、5年間保管して下さい。
- 万一、設置工事完了書を紛失したり、間違った内容を記入した場合は、日団協にご連絡下さい。

補助金申込書チェックシート(書面用)

補助金交付申請書チェックシート

チェックシート / 平成22年度 申込書用

提出する前にチェックして下さい。
記入内容に不備があると、募集期間内に到着していても受付ができませんのでご注意ください。
募集期間ごとに申請書提出期限が設けられています。

給湯器にはLPガスを使用していますか
平成22年度申込書(様式第1)2枚は揃っていますか
修正液・修正テープの使用箇所はありませんか (修正液・修正テープ使用の書類は無効となります)
提出書類の保管用写しは用意しましたか (提出された書類は返却しません)
1. 他の国庫補助金との関係
「給湯器設置に対する適用」は 無 になっていますか
2. 申請者について
申請者印・捺印 申請者の印、法人の場合は社印 (2ヶ所に捺印必要)
氏名漢字・フリガナに間違いはありませんか
申請者が法人の場合、「代表者名」欄に代表者の氏名が記入してありますか (個人の場合、記入は不要です)
現住所に郵便物は届きますか (給湯器設置先が新築の場合、現在の住居を記入して下さい)
3. 手続代行者に手続きを依頼する場合
手続代行者について
手続代行者印 代行者の社印
「手続代行者」欄は全項目記入されていますか
ガス供給事業者について
ガス供給事業者印 事業者の社印
「ガス供給事業者」欄は全項目記入されていますか
4. 補助対象給湯器導入事業の内容について
給湯器の設置先住所を記入しましたか
設置工事着工予定日は、申込書を協議会が受理する日より後ですか (申込書が日団協へ到着する(予定)日より2営業日ほどの余裕を設けて下さい)
工事予定日は訂正していませんか (工事日を訂正した書類は無効となります)
5. 補助金申込額について
設置する給湯器は補助対象給湯器ですか
「機器費・購入価格(見積金額)」欄には、設置する給湯器の本体価格(税抜・値引後)のみが 記入されていますか (本体価格には、リモコン代や付帯設備代は含まれません)
機器費の見積金額(税抜・値引後)は基準額以上ですか (基準額105,000円)
見積書発行社の欄は記入・捺印されていますか

申込書記入上の注意事項

黒または青のペンで記入してください(鉛筆での記入は受理しません)。
修正液・修正テープの使用は認めません。
申請者の印は、スタンプ印(シャチハタ等)以外を使用して下さい。
書類の記入内容を訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、上から申請者印、手続代行者印または
ガス供給事業者印を訂正印として押し、訂正して下さい。
「5. 補助金申込額」については、見積書発行社印で訂正して下さい。

手続代行者を用いる場合は、ガス供給事業者との連名が申込の要件ですので、必ず両方の欄に記入・
社印が必要です。

チェックシート / 平成22年度 申請書用

提出する前にチェックして下さい。
提出書類に不備があると受理できませんのでご注意ください。

提出書類は全て揃っていますか
補助金交付申請書(兼設置工事完了報告書 兼取得財産等明細表) 1/2、2/2
補助対象給湯器の設置状態を示す写真
補助対象給湯器の保証書の写し
住所が確認できる書類
補助金交付申請書(様式第6) 1/2、2/2
申請書の用紙は日団協から送付されたものですか
所定の箇所の捺印はされていますか
申請者印・捺印 申請者の印、法人の場合は社印 (申請書1/2、2/2の計3ヶ所)
手続代行者印 手続代行者の社印 *手続代行者に手続を依頼している場合
ガス供給事業者印 ガス供給事業者の社印 *手続代行者に手続を依頼している場合
記入の日付は次の順になっていますか
受理通知日 設置工事着工日 設置工事完了日 領収日 申請書の申請日 (申請書の申請日 = 申請書及び全ての提出書類の日付以降または書類を送付する日)
工事日は訂正していませんか (工事日を訂正した書類は無効となります)
購入価格(販売価格)は記入されていますか
領収の証明をしている者は、見積書の発行社が記入・捺印されていますか
補助金の振込口座は申請者本人名義ですか (本人以外では受理できません)
「取得年月日」欄に、設置工事完了日以降、申請日以前の領収日を記入しましたか
給湯器の設置状態を示す写真 (1枚必要)
給湯器本体の全体及び背面壁等が写っていますか
給湯器の保証書の写し
メーカーが発行した保証書ですか
保証書には、以下の事項が明記されていますか
購入者(申請者名及び設置先住所)
給湯器の機器型式 *保証書内に記載がない場合は、記載されているページを添付すること
販売店名
扱者印(販売店印または担当者印) *サインは不可
設置工事完了日以降のお買い上げ日
住所が確認できる書類
申請者と給湯器の設置先住所が確認できる書類を一通用意しましたか
・住民票(発行日が今年度の補助金募集開始日:平成22年4月13日以降のもの)
・運転免許証の写し(有効期限内のもの。住所等変更の記載があるときは表裏両面) 等
修正液・修正テープの使用箇所はありませんか (修正液・修正テープ使用の書類は無効となります)
提出書類の保管用写しは用意しましたか (提出された書類は返却しません)

申請者の印は、スタンプ印(シャチハタ等)以外を使用して下さい。
記入したことを訂正する場合は、訂正箇所を二重線で消し、上からそれぞれの項目に応じた印を
訂正印として押し、訂正して下さい(印字されている部分は訂正できません)。

* 注意! 振込先口座の訂正については、必ず申請者印ですること
申請日から1ヶ月以内で各期ごとの提出期限までに、書類を日団協へ提出して下さい。
(申請日から1ヶ月を過ぎたものは受理できません)